

平成28年 第4回

小林市教育委員会

定例会

会 議 録

平成28年3月24日（木）

平成28年 第4回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 平成28年3月24日(木) 午後3時00分～
- 2 場所 小林中央公民館 2階 集会室
- 3 出席委員 槇健一郎 大部菌智子 山中悦郎 大角安子 中屋敷史生
- 4 参与職員 山下康代 脇村一也 河野康男
(調整職員) 野口健史

5 会議内容

(報告)

報告第5号 平成28年第1回市議会定例会(3月議会)について

(議案)

議案第18号 小林市立学校管理規則の一部改正について

(併せて、小林市立小中学校事務処理規程及び小林市教育委員会事務決裁規程の一部改正について)

議案第19号 小林市特別支援教育支援員配置規程の一部改正について

議案第20号 小林市における宮崎県中学校体育大会出場費補助金交付要綱の一部改正について

議案第21号 小林市文化会館運営審議会委員の委嘱について

議案第22号 小林市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第23号 小林市体育施設等管理規則の一部改正について

議案第24号 小林市学校給食費補助金交付要綱の制定について

議案第25号 平成28年度小林市教育基本方針並びに教育施策について

議案第26号 平成28年度0歳から100歳までの小林教育プランについて

議案第27号 市職員(教育委員会事務局)の人事異動について

議案第28号 行政不服審査法の改正に伴う関連例規の改正について

開会 15:05

槇委員長

それでは、開会を宣言いたします。

平成28年3月15日付教育委員会告示第4号で招集いたしました平成28年第4回小林市教育委員会定例会、本日の出席委員は5名です。

ただいまから会議を開きます。

本日の会議は、告示並びにお手元配付の会議次第のとおりであります。

それでは、会議次第5. 議事に入ります。

まず、報告第5号平成28年第1回市議会定例会について、お願いいたします。

山下部長

それでは、報告第5号市議会3月定例会の報告をいたします。

2月25日から3月22日、27日間で行われました。一般質問につきましては、今回、9人の方から質問をいただきました。

まず、学校給食の半額補助について、市長の思いをとということで、市長が答えております。

それから、小林学校給食センターと野尻学校給食センターは何年経過したか、調理器具などの更新維持管理計画はあるかという質問がありました。教育長から、現在、維持修繕等の計画を作成中であると答えております。

それから、寒波の影響で給食が提供できなかったことの原因をお聞かせくださいということで、水道管の凍結、破裂によって、水不足により、学校給食が大量に水を使う関係上で停止をせざるを得なかったと答えています。

それから、学校給食センターについて、東方学校給食センターの民間委託については、どのように検討しているかということで、市長が、行政改革にはなるが、財政改革にはならないということで答えております。

また、マラソン大会の開催についてということで、関係機関が大変前向きにご理解をいただき、協力してくださるということで、昨年の12月からコースの選定を含め、協議を行っているところでありますと答えています。

それから、オリンピック、国民体育大会に向けた選手強化対策について、教育長から、28年度においてスポーツ推進計画を策定する予算をお願いしており、市民のアンケート調査をもとに、スポーツ推進審議会からの意見を取り入れながら、選手強化についても県との連携を図りながら検討し

てまいりたいと答えています。

子育て支援で本市の児童虐待の現状についてという質問がありました。

虐待の事案が発生しているかということで、教育長が答えております。

児童相談所のこととか、それから虐待の発生を認知した際の手続の流れとかを、これは健康福祉部が担当ですので、健康福祉部長が回答しております。

道徳の教科化についての質問がありました。教科化に至るまでの経緯、目的の事業の内容について質問をされて、教育長が答えております。

防災対策についてということで、大雪対策について小林駅伝競走大会の初動体制はどうだったのかという質問がありました。教育長から、雪による交通事故、選手の転倒の危険性、選手の体調管理、応援者のことなどを勘案して、当日早朝の監督会議で中止を決定したと答えております。

教育行政について、学校給食を無償提供として、学校給食センターから、幼稚園や保育所への提供拡大はできないかという質問がありました。

教育長から、国庫補助金等を受けて取得した財産になりますので、私立の幼稚園、保育園に給食を提供することは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づき、できないものと考えておりますと答えております。

それから、伝統技術の継承、食文化の継承ということで、どのように継承しているかという質問がありました。

教育長から、生涯学習の一環として公民館の活用や、講座のことですとか、それから夏休みの親子チャレンジ教室、それから地域で傳承されています郷土芸能保存活動の支援について答弁をしております。

その傳承についてマイスター制度をつくることはできないかという質問がありました。教育長から、同様の内容で実践している事例が、鹿児島にあるようですので、これを調査検討していきたいと答えております。

それから、来年度の小学校新1年生の人数について質問がありました。

また、複式学級の編成はどうなるのかということに答えております。

それから、28年度から市内全小中学校で一斉に敷地内禁煙が実施されますが、このことは移住定住促進にも必ず追い風になると思うので、今後も

よりよい教育環境をつくり上げていただきたいと、教育長にお願いとして意見が出されております。

それから、定期監査の結果については、いろいろな指摘事項がありましたので、今後は私も注意して進めていきたいと思っております。

それから、小中学校の統廃合、小中一貫の新設についての考えということで、教育長に質問がありましたので、教育長が答えております。

それから、次は議案質疑になります。

文化財保存活用事業費、かくれ念仏洞の橋の架け替えなんですけれども、どのような工事になるのかという質問がありました。これは現在の橋が簡易的な橋でありまして、大雨による増水等では水没をしますので、架け替え工事をするかと答えております。

それから、てなんど小林学校給食の補助率を50%にした理由は何ですかという質問がありました。今年度、地方創生子育て支援商品券交付事業で、義務教育のお子様を持つ家庭に1人当たり2万円の商品券を交付したんですけれども、給食費の2分の1相当を目安としましたので、義務教育に関する負担軽減として、今回も50%補助といたしましたと答えております。それから、総務文教委員会で各課が受けた質疑応答資料になります。

以上で報告を終わります。

楨委員長

ありがとうございました。

何かご質問はありませんでしょうか。(なし)

それでは、ないようですので、続きまして議案に入りたいと思います。

議案第18号小林市立学校管理規則の一部改正について、お願いいたします。どうぞ。

山下部長

それでは、学校管理規則の一部改正、あわせて小中学校の事務処理規程及び教育委員会の事務決裁規程の一部改正ということで、関連するものを一括して上程するものです。

概要につきまして、簡単にまとめておりますけれども、まず学校管理規則、それから小中学校事務処理規程の一部改正なんですけど、内容としましては、平成28年2月18日付で、県の教育庁教職員課長の通知というものがございまして、現在、事務主幹という職務があるんですけれども、そこに事

務副主幹という職位が設置されるという通知がございました。これに伴いまして、関連する規程の改正をするということが大きな理由です。学校管理規則と小中学校事務処理規程について、事務主幹をといるところが、学校管理規則については、32条の中の9号から17号を1号ずらして、新しく9号として、「事務副主幹は、上司の命を受けて、特定の事務を掌理する」ということで追加になるということです。それから36条には、校長等の専決ということで、32条の追加が8号の次に9号が新たに追加されて、1条ずつずれていくということになります。それと、36条が先ほどの改正案に変わるということになります。

それと、事務決裁規程と事務処理規程の改正なんですが、事務決裁規程につきましては、第9条が校長または事務主幹の専決ということで、この中身が学校管理規則と重複しているの、不要ではないかという整理がひとつ、そして決裁区分を書いた別表が出てくるんですが、この中にこの事務主幹がありませんので、学校管理規則でまとめたほうがよいということで、整理するものです。

それと、第2条第1号のところに、事務主幹というのがあります。事務主査と書いていますが、この間に事務副主幹というものを加えるということでございます。以上です。

楨委員長

ありがとうございます。

何かご質問はありませんでしょうか。(なし)

それでは、ないようですので、次に、議案第19号小林市特別支援教育支援員配置規程の一部改正について、お願いします。どうぞ。

山下部長

それでは、議案第19号小林市特別支援教育支援員配置規程の一部改正について、これは様式の変更をお願いするものです。

まず、配置申請書、ここに載せてありますのは新しい様式になりますが、これにつきましては、現在支援を受けている子ども、それから新しく受ける子どもが同じ様式の中に入っておりましたが、これをはっきり分けるために、新しい様式に変更させていただくものです。

それから、様式第3号になります。今回新しくさせていただきたい報告書であります、これまでの報告書につきましては、職務日誌ということで

載っております。今回は、報告書におきまして、別紙のとおり、日誌はつけていただくんですけれども、一括してこの上に1人分ずつの日誌をつけて提出していただくということで、様式の変更をさせていただきたいということで提案しております。以上です。

槇委員長

ありがとうございます。

何かご質問はありますか。(なし)

ないようですので、続きまして、議案第20号小林市における宮崎県中学校体育大会出場費補助金交付要綱の一部改正について、お願いいたします。

山下部長

議案第20号小林市における宮崎県中学校体育大会出場費補助金交付要綱の一部改正について、中学校の夏季大会、秋季大会、県大会の出場補助金ですけれども、昨年度、一昨年度と改正してきておりますが、現在、1人1,000円という単価で補助をしております。以前は実費で、燃料費ですとか弁当代とかを計算して補助していたんですが、おおむね1人1,000円あれば十分ということが、過去の実績等を検証しまして、わかりましたので、単価で補助をしております。そういった関係で、補助金の経費を証明する書類、領収書等の保管について、今までのところは廃止せずに、学校には従前どおり監査等があった場合に説明ができるように証拠書類を保管しておいてくださいということを保護者や後援会等々の協力をいただいて、学校で書類を保存しておりました。しかし、非常に事務が煩雑であるということと、単価が1,000円ということで決定をして現在運用をしておりますので、もう不要ではないかということから、補助金の申請書類等の様式の削除、それから様式の変更をするものであります。

先ほど申し上げたとおり、5条の第1項のただし書きのところは、文言の訂正になります。それから、申請書類関係の削除というところで、第8条中の第1項の中の、この「補助金の経費に係る証拠書類」を削除することで、書類をとらなくてもよくなるということが書いてあります。

内容としましては、補助金交付申請書、これが若干重複するところもありますので、不要であるということと、同じく実績報告の様式も削除することとします。そして、西諸地区中学校体育連盟の会長印も不要になります。以上です。

楨委員長 ありがとうございます。
何かご質問はないでしょうか。
よろしいですか。(はい)
では、続きまして、議案第21号小林市文化会館運営審議会委員の委嘱について、お願いします。どうぞ。

脇村課長 小林市文化会館運営審議会委員の委嘱について、教育委員会の承認を求めるものでございます。
文化会館設置条例が載せてございます。その下に運営審議会第6条とあります。会館の管理運営に関する基本的事項を審議するために運営審議会を置くということで、委員が15名以内と、任期は2年とするということで、その規程に基づいております。委員名簿をつけてございます。校長会の代表者から始まりまして、文化連盟等々ありまして、知識経験者まで13名。備考の欄を見ていただきますと、3番目、それから8番目、9番目、10番目、12番目の方が新規となっているところでございます。
以上です。

楨委員長 この件につきまして、何かご質問はないでしょうか。

山中委員 ちょっと確認をよろしいですか。

楨委員長 どうぞ。

山中委員 今のその充て職というのは、団体名は変わらないということですかね。

脇村課長 そうですね。

山中委員 わかりました。

楨委員長 何かないでしょうか。

よろしいでしょうか。(はい)

それでは、続きまして、議案第22号小林市スポーツ推進委員の委嘱について、お願いいたします。

どうぞ。

脇村課長 小林市スポーツ推進委員の委嘱について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

推進委員に関する規則を載せてありますけれども、第2条に委員の職務が載せてございます。委員は連絡調整や、スポーツの実技指導、それから組

織の育成とか、スポーツ推進のための指導・助言を行うということが職務になっておりまして、第3条に定数は26人以内と、第4条に任期が2年とするということでございます。

上のほうから一番左が小学校区になっております。区の推薦ということで、2番目が新任の方、それから10番目、2人が新任。あとは栗須校区まで区長推薦においては継続ということになっております。一番最後の教委推薦の3名を書いてございます。2名は継続、1名は新任です。

新任の方の推薦理由が書いてございます。この方の持つノウハウをスポーツ推進委員活動に生かすことのできる人材として今後期待が持てる。また、子ども子育て会議委員、それから市放課後児童等対策協議会委員など、活発に活動をされておられるということで推薦をするものであります。以上です。

楨委員長

ありがとうございます。

何かご質問はないでしょうか。(なし)

それでは承認いただいてよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。

続きまして、議案第23号小林市体育施設等管理規則の一部改正について、お願いいたします。どうぞ。

脇村課長

小林市体育施設等管理規則の一部改正について、教育委員会の承認を求めらるものでございます。

この規則につきましては、暴力団員または団員と密接な関係を有する者の施設利用を排除する規定を入れるものでございます。

第1条中につきましては、以下「条例」というのを加えるだけの改正ということでありまして、第6条が先ほど申し上げました暴力団関係の者を、第3号「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有するものと認められるとき」と、こういう方は利用できませんということでありまして、4号に、「条例又はこの規則の規定に違反すると認めるとき」ということで、装備をしたところでありまして、説明は以上です。

槇委員長 ありがとうございます。
何かご質問はないでしょうか。

山中委員 すみません、いいですか。

槇委員長 どうぞ。

山中委員 この暴力団に関する防止等の文言がふえたのは、何かきっかけがあったん
でしょうか。

槇委員長 どうぞ。

脇村課長 これにつきましては、暴力団排除条例というのが制定をされておりまして、
この体育施設については、これが入っていなかったということで整備する
ものであります。

山中委員 わかりました。

槇委員長 よろしいでしょうか。

山中委員 問題があったわけではないのですね。

脇村課長 問題があったわけではないです。

槇委員長 それでは、ご承認よろしいでしょうか。(はい)
ありがとうございます。
続きまして、議案第24号小林市学校給食費補助金交付要綱の制定につい
て、お願いいたします。どうぞ。

脇村課長 小林市学校給食費補助金交付要綱の制定について、教育委員会の承認を求
めるものでございます。
この要綱につきましては、地方創生、てななど小林総合戦略、子育て世代
応援の施策として、保護者の義務教育費の負担軽減を図る。子育て環境の
向上をもって、移住定住促進、少子高齢化の鈍化につなげ、30年後も持
続可能なまちづくりに取り組むものであり、その補助金事務手続を規定す
るものであります。
趣旨につきましては、学校給食に要する経費の一部を補助するということ
で、保護者の経済的負担を軽減するというところで、必要な事項を定める
ということでございます。
次の2、定義ですけれども、第2条の2号に給食管理者というのが出てき
ております。小林市立小中学校、それから宮崎県立都城きりしま支援学校

において、学校給食を実施する者をいうということで、ここは給食会の会長になり。3つの学校給食センターを管理しております。

あと、補助対象者ですけれども、第3条第1号、小林市立小中学校に在籍している児童生徒の保護者、それから市内に住所を有し、宮崎県立都城きりしま支援学校に通学する児童生徒の保護者、第3号、市内に住所を有し、市外の特別支援学校等に通学する児童生徒の保護者ということで、第2項については前項の規定に関わらずということで除外をする部分であります。第2項の第1号、生活保護法に規定する教育扶助の支給を受けているとき、それから第2号で要保護・準要保護児童生徒、それから特別支援就学奨励費等を受けている児童生徒については省きます。第3号が他市町村の制度により学校給食費の補助または減免を受けている場合。それから第4号としまして、学校給食費を滞納している場合。ただし、納付誓約をしているときは除くということで、対象者について細かく規定したものでございます。

補助金の額が第4条にございます。別表第4条関係があると思います。

区分の欄の上が、第3条1項第1号に規定するとありますけれども、補助金の額が、ここについては給食費を満額納められる方の2分の1を補助するというご理解をいただきたいと思います。

それから、特別支援学校、それから要保護・準要保護関係、それから特別支援教育就学奨励費等々の補助を受けている場合には、保護者負担分の2分の1ということで規定しているところであります。

第6条が補助金の交付申請であります。給食管理者が委任を受けて、保護者からの委任状をとって申請手続きをしますということで規定しております。

第9条が概算払いでございます。本件申請については、年度当初に1年分の概算額を交付申請します。そして最後に精算をするという形が事務手続上、非常に煩雑にならない方法ではないかということであります。

概略は以上でございます。

楨委員長

ありがとうございます。

何かご質問はないでしょうか。(なし)

ご承認はよろしいでしょうか。

大丈夫ですか。(はい) ありがとうございます。

槇委員長 続きまして、議案第25号平成28年度小林市教育基本方針並びに教育施策について、よろしくお願ひします。

どうぞ。

山下部長 議案第25号になります。平成28年小林市教育基本方針並びに教育施策ということで、別冊になります。28年度における小林市教育基本方針並びに教育施策の案を策定いたしましたので、提案するものです。

28年度におきましても、「学びたい」「学ばせたい」気持ちを高める小林市教育という教育目標を掲げ、「自立」「感謝」「貢献」の教育サイクルの実現に向けて基本方針をつくっております。27年度に引き続き、28年度もこの教育の方針でやっていく予定でございます。学校教育、それから社会教育、スポーツ振興の順に出てきております。以上です。

槇委員長 何かご質問はないでしょうか。

大部菌職務代理 いいですか。

槇委員長 どうぞ。

大部菌職務代理 前年度と変わった点とかがあれば教えていただきたいんですが。

槇委員長 どうぞ。

山下部長 来年度予算を想定して事業を追加しているところがあります。地方創生事業でいろいろ要望いたしました。例えば学校教育課でいくと、いじめや非行問題に対応するために、スクールカウンセラーやスクールアシスタントと連携して、スクールソーシャルワーカーを市で独自に1人配置する。県からの配置は西諸全域ですので、プラス市内専属で1人というものでございます。

それから、外国語教育と国際理解教育の充実ということで、これも若干新規の部分がありまして、1人ALTを増やすものです。また、国際交流員と連携をしながら、外国語指導を充実していく、国際交流も充実していくというところを新たに追加しました。

それから、社会教育課に指定管理者と連携した読書活動の推進があります。これも学校教育課の学校図書館の事業と若干連携をしているところなんですけれども、市立図書館と学校図書館、読書活動関係団体、いわゆる読み

聞かせ団体などとの連携で、子どもから高齢者までを対象とした読み聞かせ活動の充実、それからそういったことをしていただくボランティアの育成というようなことが増えています。

主だったところは、そういったところになると思います。

槇委員長

よろしいですか。

何かご質問はないですか。

よろしいですか。(はい)

それでは、承認していただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

続きまして、議案第26号平成28年度0歳から100歳までの小林教育プランについて、お願いいたします。どうぞ。

山下部長

それでは、続きまして、0歳から100歳までの小林教育プランになります。各課ごとに載せてありますが、予算化した事業の一覧になります。

てなんど小林学校給食応援事業、子どもの悩みレスキュー事業ということで新規になっております。これにつきましては、てなんど小林学校給食をはじめとして、それぞれの事業がこのような形で載っております。

子どもの悩みレスキュー事業につきましては、先ほど言いましたソーシャルワーカー等のことが概要として載っております、というふうに見ていただければ、新規事業と継続事業とがわかるかと思っております。

28年度は、これら一つひとつの事業を取り組んでいきたいと思っております。説明は以上です。

槇委員長

何かご質問はないでしょうか。

野口

ちょっと補足です。事業一覧ということで予算があるもの、それからゼロ予算のものということで、また、まとめて学校教育、社会教育、スポーツ振興課の順で載っておりますので、一覧で見ていただいて、個別には中のほうで詳しく見ていただければと思います。以上です。

槇委員長

何かご質問はないでしょうか。

中屋敷教育長

補足でよろしいでしょうか。

槇委員長

どうぞ。

中屋敷教育長

今回、新規というか、改善事業というのが出てきてないので、継続、継

続になっているんだと思うんですけども、てななど学校給食の財源が9,250万円であり、かなりそこにお金をかけております。ICTとかそういうものも改善事業としたんですけども、今回は認められなかったものの、小林市は整備が進んでいます。後退はできないので、充実する方向では考えていきたいと思っております。今、市長部局の各課とばらばらにするのではなくて、防災は防災、教育は教育とか、一つにまとめた形で何かできないかということで今、28年度の検討に入るということになっております。

図書館関係についても同じなんですけれども、中心市街地のまちなか図書館も、図書館だけじゃなくて生涯学習センター的な機能を有したものにしようという形になっておりまして、それについても横断的に話し合いながら、28年度中に進めていきたいというふうに、今、動いているところであります。ここでは見えない部分ですけども。

楨委員長 ご質問はないでしょうか。

やっぱり小林が好きだという人をたくさんつくってほしいですね。

0歳から100歳まで、小林が好きだという人を、たくさん育ててほしいと思いますね。

中屋敷教育長 この前のギネスチャレンジのような、ああいう成功体験というか、みんなのでつくり上げたりとか、「塩の道」もそうでしょうし、何かああいうものを残していきたいですね、いろんなものを。そうすると、一体感が醸成されると思います。

あと、スポーツ関係も頑張っています。昨日でしたか、三松中のハンドボールとバレーが九州大会と全国大会へ行きましたが、その前は小林中のハンドボールも出場しましたし、ご承知のとおり、秀峰高校の新体操は全国優勝しました。やっぱりすごい力を持っているなという感じがしますね。

楨委員長 何か、ありませんでしょうか。(なし)

ないようですので、第26号議案はご承認いただけますか。(はい)

ありがとうございます。

楨委員長 それでは、第27号議案市職員の人事異動について、お願いいたします。人事案件のため、関係職員は退出してください。

(以下、非公開のため省略)

槇委員長

次に、議案第28号行政不服審査法の改正に伴う関連例規の改正について、お願いいたします。どうぞ。

野口

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(案)という2件なんですけど、行政不服審査法が改正をされました。これに伴う関連例規の改正なんですけれども、50年ぶりに抜本的な改正があったということで、どういうことになるかといいますと、これまで全て裁判所等に申し立てがあったものが、直接行政機関に申し立てることができるということが大きな変更になります。これまで、例えば異議の申し立てですとか、不服申し立てといていたものが、処分の審査請求というような言い方になるということが大きな変更になります。4月1日から施行されて、いろんな許認可事務、例えば、不認可ですとか、取り消しですとか、廃止といったような処分をした場合に、その理由を求められたりとか、異議、不服というようなものが出されることが想定をされております。

教育委員会の関係では、まずは条例関係ですが、教育委員会関係は条例は該当がございませんでした。

条例以外の規則、要項、規程、規則、これにつきましては、4本該当するものがございます。

まずは、文化会館利用許可の取消通知書、これについて申し立てができますというような説明の追加ということが様式の追加になります。

それから教育委員会の事務委任規則、それから事務決裁規程については、不服申し立てというような言葉が審査請求というものになりますということが変更内容です。

それから就学援助制度、要保護・準要保護特別支援、就学支援制度の補助金要項なんですけど、これの様式の中で、認定通知書、不認定通知書、準要保護の児童生徒廃止通知書といった3つの様式についての申し立ての説明が追加されるという内容になっています。

文化会館の規則の変更、現行と改正(案)というのが、その該当する様式があります。ここの2行程度書いているところが改正案のとおり、いろいろな記述が入ってくるということで、変更内容です。

それから、事務委任規則、決裁規程、それから就学援助の要項ですが、それぞれの改正案がありまして、事務委任規則については、異議の申し立てと言っていたものが審査請求に変わります。

それから、事務決裁規程ですが、不服の申し立てという言葉が審査請求に変わりますということで、これは行政不服審査法が一番上位法になるんですが、この中で言葉がこのように定義が変わるということでの手続上の問題だと思います。

就学援助のそれぞれ3つの様式の改正案なんですが、現行案は五、六行の内容がただし書き等がついて、それぞれ記述内容がこのように変わりますということで、様式をつけておりますが、それぞれその内容が変更になるということです。以上です。

槇委員長

ありがとうございます。

何かご質問はないでしょうか。

それでは、議案第28号をご承認いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

よろしいですか。(はい)

槇委員長

では、次期定例教育委員会の開催予定は。

野口

4月21日になります。

3時からこの場所でということになっています。4月は議案が多く、いろんな委嘱等がたくさんあります。

槇委員長

よろしいでしょうか。(はい)

槇委員長

それでは、第4回の小林市教育委員会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 16:50

委員長

委員長職務代理者

委員

委員

教育長

調整職員
